

SAR 公開版資料のマスキング一部不備に係る原因と対策について

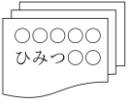
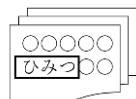
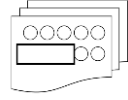
2024年1月5日
中部電力株式会社

1. はじめに

2023年12月5日に申請した「核燃料輸送物設計変更承認申請書（以下、「申請書」という。）」の「公開版資料（以下、【公開版】という。）」および「マスキング箇所を明示した非公開版資料（以下、【非公開_枠付き版】という。）」に不備が確認されたことから、本事象に係る原因と再発防止対策について報告する。

2. 事象の概要

今回の申請においては、HDP-69BCH型、TK-69CHS型、TK-52CHS型の3型式の核燃料輸送物について、それぞれ以下の3種の版の申請書を作成し提出している。このうち、一部の型式において【非公開_枠付き版】と【公開版】の資料の不適切な電子データを送付していた。

	イメージ	概要
【非公開版】		核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示に基づく提出書類として、印刷して提出。
【非公開_枠付き版】		マスキング箇所を明示した枠を付けた資料。 審査用に電子データを提出。 (枠が取り付けられていない箇所があった)
【公開版】		マスキング箇所を白抜きした資料。 公開用に電子データを提出。 (白抜きされていない箇所および枠も取り付けられていない箇所があった)

3. 申請書作成プロセスについて

事象の原因分析および再発防止対策を実施するため、申請書の作成プロセスについて、以下のとおり確認した。

(1) 申請書作成手順の概要

今回申請した申請書の作成フローは図1のとおりである。申請書作成の手順については【核燃料輸送物設計（変更）承認申請に係る業務実施手引】（以下、「SAR手引」という。）に記載されており、【非公開版】の申請書については、申請主管部署（原子力部設備設計G）がSAR手引の作成手順例に従って作成し、品質保証担当部署（原子力部総括品質保証G）の確認後、原子力部長の承認を得ている。

【公開版】については、SAR 手引に具体的な作成手順を規定していないため、申請主管部署は共通の手引である【文書管理手引】を参考に作成しているが、実施事項に若干の差異があることが確認された。詳細な実施手順を（２）項に示す。

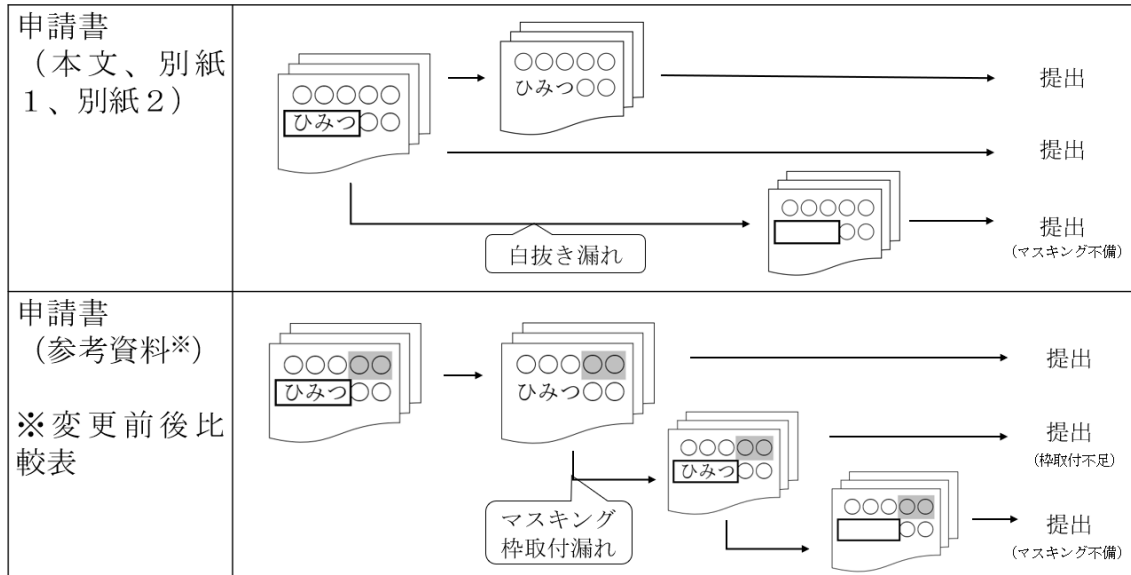
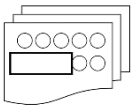
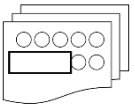



図 1 申請書作成フロー

(2) 【公開版】申請書作成手順

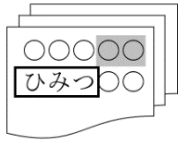
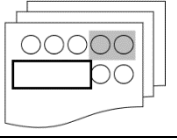
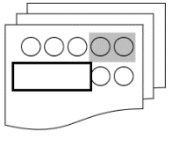
ア. 【公開版】申請書（本文、別紙 1、別紙 2）の作成

	手順	確認した項目	【文書管理手引】と手順の差異
作成プロセス	① 【非公開_枠付き版】申請書（本文、別紙 1、別紙 2）の枠内を word 上で一つずつ白抜きし、PDF 化。 	マスキング箇所が正しく白抜きされていること。(モニタ上で 1 ページずつ確認) <マスキング箇所に白抜き漏れがあったが気づかなかった>	確認方法に差異あり※1
	② ①のファイルを印刷・スキャンし、【公開版】申請書（本文、別紙 1、別紙 2）を作成。 	スキャンが適切に実施されていること（画質は鮮明か、傾いていないか、ページ番号に抜けはないか。）	差異なし

	手順	確認した項目	【文書管理手引】 と手順の差異
	③ ②のファイルにセキュリティ設定等を実施。  <ul style="list-style-type: none"> ・個人情報等、削除 ・セキュリティ設定 ・Web表示用に最適化 	セキュリティ等の設定が適切に実施されていること。	— (規定なし)
承認プロセス	④ 【公開版】申請書(本文、別紙1、別紙2)の適切性の確認	<ul style="list-style-type: none"> ・セキュリティ等の設定が適切に実施されていること。 ・マスキング箇所が正しく白抜きされていること。(モニタ上で1ページずつ確認) <マスキング箇所に白抜き漏れがあったが気づかなかった>	確認方法に差異あり※1

※1 要求事項ではないが、SAR手引において、【文書管理手引】に記載されている『公開版と非公開版の突き合わせチェックシート』を参考に公開版を確認することが記載されているところ、チェックシートは作成せずに確認を実施した。これは、【文書管理手引】に記載されているチェックシートについては、公開版と非公開版の内容が一致していることを確認する観点で作成するものであり、今回の公開版作成手順においては、確認不要と判断したことによる。

イ.【公開版】申請書（参考資料）の作成

	手順	確認した項目	【文書管理手引】と手順の差異
作成プロセス	<p>① 【非公開版】申請書（参考資料）に対し、PDF 編集ソフトでマスキング処理を実施するための枠を取付。</p> 	<p>マスキング枠が適切に取付けられていること（モニタ上で1ページずつ確認） <マスキング枠の転記の確認は作成者のみであり、漏れに気づかなかった。></p>	<p>確認方法に差異あり※1</p>
	<p>② ①のファイルを PDF 編集ソフトで一括してマスキング処理を実施。</p>  <p>枠の下の非公開データが読めない状態</p>	<p>マスキング箇所が読み取れなくなっていること。 （抜き取りで確認）</p>	<p>— （規定なし）</p>
	<p>③ ②のファイルにセキュリティ設定等を実施。</p>  <ul style="list-style-type: none"> ・個人情報等、削除 ・セキュリティ設定 ・Web 表示用に最適化 	<p>セキュリティ等の設定が適切に実施されていること。</p>	<p>— （規定なし）</p>
承認プロセス	<p>④ 【公開版】申請書（参考資料）の適切性の確認。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・セキュリティ等の設定が適切に実施されていること。 ・マスキング箇所が正しく白抜きされていること。（モニタ上で1ページずつ確認） <p><マスキング箇所が適切かどうかという観点でのチェックは実施しておらず、不足していることに気が付かなかった></p>	<p>確認方法に差異あり※1</p>

※1 ア.の※1と同じ

4. 原因分析と再発防止対策

(1) 事象

- ア. 白抜き作業が適切に実施されていなかった。
- イ. マスキング箇所にも漏れがあった。

(2) 原因

- a. 作成者および承認者は、【公開版】申請書（本文、別紙1、別紙2）の白抜き作業が正しく実施されていることを全てモニタ上で目視確認のみ実施しており、マスキング箇所毎の確認ができていなかった。（人的・技術的側面）
- b. 作成者および承認者は【公開版】申請書（参考資料）のマスキング箇所を【非公開__
枠付き版】から正しく転記されていることを全てモニタ上で目視確認のみ実施しており、マスキング箇所毎の確認ができていなかった。（人的・技術的側面）
- c. 組織はマスキング箇所のダブルチェックを確実に実施するよう体制を整えるべきであった。（組織的側面）

(3) 再発防止対策

- a. 白抜き作業が正しく実施されていることについて、電子ファイルまたは印刷物のマスキング箇所毎にチェックを入れて確認することとする。
- b. マスキング箇所が正しく転記されていることについて、電子ファイルまたは印刷物のマスキング箇所ごとにチェックを入れて確認することとする。
- c. 適切なリソース確保も含め、作成者・審査者・承認者による確認体制を確立することおよび上記 a.、b.にかかるチェックシートを作成することを SAR 手引に定める。
- d. 本不適合の原因と再発防止対策について自部署関係者に教育を実施するとともに、部内で共有する。

以上